

ベトナム弁護士連合会定款

目次

第一章 総則	4
第1条 ベトナム弁護士連合会の趣旨・目的	4
第2条 ベトナム弁護士連合会の法的地位	4
第3条 組織・運営の原則	4
第4条 ベトナム弁護士連合会の任務，権限	4
第二章 弁護士連合会の組織構造	5
第5条 弁護士連合会直属の各機関と部門	5
第6条 全国弁護士代表大会	5
第7条 全国弁護士評議会	6
第8条 ベトナム弁護士連合会常任委員会	9
第9条 ベトナム弁護士連合会の会長，副会長	11
第10条 ベトナム弁護士連合会総書記	13
第11条 ベトナム弁護士連合会指導者職の免任，罷免	13
第12条 連合会事務局及びホーチミン市のベトナム弁護士連合会代表機 関	14
第13条 ベトナム弁護士連合会の各委員会	14
第14条 ベトナム弁護士連合会に直属する各部門	15
第三章 弁護士会	16
第15条 弁護士会の法律上の地位	16
第16条 弁護士会の組織，活動の原則	16
第17条 弁護士会の任務，権限	16
第18条 弁護士会に直属する専門の各機関，部門	17
第19条 弁護士会の弁護士大会	17
第20条 弁護士会理事会	19
第21条 弁護士会理事会の会長，副会長，その他の構成員	21
第22条 弁護士会の表彰，規律違反処分評議会	23
第23条 年次弁護士会議	24
第24条 弁護士会の補助部門	24
第25条 弁護士会の内規	24
第四章 弁護士	25
第26条 ベトナム弁護士連合会，弁護士会の構成員資格	25
第27条 弁護士の権利，義務	25
第28条 弁護士会への加入	26

第 29 条	弁護士カード	26
第 30 条	弁護士会の弁護士名簿からの名前の削除，別の弁護士会への移 転	27
第 31 条	弁護士カードの交換，回収	28
第 32 条	法廷に参加する弁護士の服装	28
第 33 条	弁護士連合会及び弁護士会の名誉会員	28
第五章	財政	29
第 34 条	財政制度	29
第 35 条	ベトナム弁護士連合会の財政収支	29
第 36 条	弁護士会の財政収支	30
第 37 条	弁護士職修習登録費，弁護士会加入費，会費	30
第 38 条	弁護士連合会，弁護士会の財政，その他の財産運用	31
第六章	表彰，規律処分，不服申し立てと告発の解決	31
第 39 条	表彰	31
第 40 条	弁護士に対する規律処分	32
第 41 条	規律処分決定に対する不服申し立て	33
第 42 条	弁護士の行為；弁護士会理事会，弁護士会会長，弁護士連合会 の各機関と会長の決定，行為に対する不服申し立て	34
第 43 条	告発	34
第七章	弁護士連合会，弁護士会の，国家機関及び国内外の各組織との関係	34
第 44 条	ベトナム弁護士連合会，弁護士会の，弁護士職についての国家 管理機関との関係	34
第 45 条	ベトナム弁護士連合会，弁護士会の訴訟進行機関との関係	35
第 46 条	ベトナム弁護士連合会，弁護士会とベトナム祖国戦線との関係	35
第 47 条	ベトナム弁護士連合会，弁護士会と法律家協会，その他の各機 関，組織との関係	35
第 48 条	ベトナム弁護士連合会，各連合会会員と外国及び国際的弁護士 組織との関係	35
第八章	施行条項	36
第 49 条	施行効力	36
第 50 条	定款の修正，補充	36

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

定款¹

ベトナム弁護士連合会

1945年10月10日、ホーチミン国家主席は弁護士団体の組織に関するSL46号令に署名した。1946年、1959年のベトナム民主共和国憲法、1980年、1992年のベトナム社会主義共和国の憲法は、どれもが、法的助力、個人と組織の権利と合法的利益の擁護と同時に、社会主義的法制度の擁護の寄与における、弁護士と弁護士組織の役割と位置を肯定する。

ベトナム共産党の指導の下に、革命、民族の勝利及び国の発展に伴い、ベトナムの弁護士団体は困難を乗り越え、社会における弁護士職の役割、位置づけを自ら益々肯定していく。

民主的基盤、社会主義法治国家の発展過程に従って、弁護士の重要な役割、位置づけは、日に日に、肯定され、向上する。2013年ベトナム社会主義共和国憲法は、自ら弁護する権利、弁護士又はその他の者に弁護を依頼する権利を肯定し、それにより、民主と社会主義的法治国家の建設、発展の新たな段階における正義の擁護、経済発展、及び各基本的人権、各公民権の擁護につき貢献するなかで弁護士の役割を高める。

ベトナム弁護士連合会は、ベトナムの弁護士会²及び各弁護士の全国における統一された社会、職業組織である。：ベトナム共産党の領導の下に基礎を置く：構成員である各弁護士、弁護士会の代表、結集、団結、互助、及び権利と合法的利益の保護を行う。；同時に、憲法、法令及びベトナム連合会定款の規定に従って、弁護士の道徳基準、職業規則の建設及び維持、弁護士職の法律サービスの独立性と品質保証、弁護士の自主管理制度の実効という重要な責任を有する。

ベトナム弁護士連合会定款は、ベトナム弁護士連合会、省、中央直轄市の弁護士会の組織、活動；連合会の各構成員の権利義務；連合会とその会員、国内外の関連機関、組織との関係を規定する。

¹ 2015年8月28日付け「ベトナム弁護士連合会定款の決裁について」の司法大臣決定（1513/QĐ-BTP）により、発効した。

² 原文は Đoàn luật sư。直訳すると「弁護団」であるが、各省、中央直轄市に各一つずつ組織されている点で、日本の都道府県にある単位弁護士会に類似する。そこで、本仮訳では全ての Đoàn luật sư を「弁護士会」と訳している。

第一章 総則

第1条 ベトナム弁護士連合会³の趣旨・目的

1. ベトナム弁護士連合会は、その会員である弁護士、弁護士会を代表し、それらの権利、合法的利益を擁護する。ベトナム弁護士の基準価値を構築するため、全国の弁護士組織における自主運用制度を実行し、社会の要請及びベトナムにおける社会主義法治国家構築要求に対応する道徳及び専門的知識を備えた弁護士集団を育成し、正義保護、人権、公民の自由、民主の各権利、経済発展、民主、公平、文明社会の構築、に貢献する。
2. ベトナム弁護士連合会は、各国の弁護士の中における職業協力強化及び世界における各民族、各国家との協力、有効関係の建設、発展への貢献のため、法令の規定に従って、世界の弁護士組織との関係を拡大し、ベトナム弁護士連合会の趣旨・目的と一致する活動を持つ国際組織に参加する。

第2条 ベトナム弁護士連合会の法的地位

1. ベトナム弁護士連合会はベトナムの各弁護士会、弁護士の全国統一社会職業組織であり、法人格を有し、印鑑と口座を有する。
2. ベトナム弁護士連合会のシンボルは空色日輪の中央に本の絵と正義の天秤、正義の天秤の下に Vietnam Bar Federation の文字があり、両側に3つの濃い黄色のラインがあり、上部にベトナム国旗の黄色の星及びベトナム弁護士連合会の文字がある。
3. ベトナム弁護士連合会が国際的に活動をする時の名称は、Vietnam Bar Federation（略称 VBF）である。
4. ベトナム弁護士連合会の本部は、ベトナム社会主義共和国首都であるハノイにある。

第3条 組織・運営の原則

ベトナム弁護士連合会は、ベトナム弁護士連合会定款の規定に基づき、自主管理、民主、平等、少数は多数に従う；法令に基づく国家管理の承認、の原則に従って組織、運営される。

第4条 ベトナム弁護士連合会の任務、権限

³ 以下、「ベトナム弁護士連合会 Liên đoàn Luật sư Việt Nam」，「弁護士連合会 Liên đoàn Luật sư」，「連合会 Liên đoàn」と表記がわかれているが、意味内容は同じである。

1. 弁護士法 65 条の規定に従った各任務，権限
2. 連合会の役割，任務，権限の範囲内における国内外の機関，組織との関係において，各弁護士会，各弁護士の意志，願望，権利，利益を代表する。
3. 法令とベトナム弁護士連合会定款に従い，ベトナムの領土の内外において連合会の構成員である各弁護士，弁護士会の営業権と合法的利益を代表し，保護する。
4. 国際協力の実行及び，各弁護士会，構成員である弁護士の国際協力活動に対する法令の遵守，連合会定款の遵守の案内と監察を実行する。
5. 法令と連合会定款の規定に基づき，連合会の財産の運用・使用を行う。
6. 予算，個人，外国組織の財政源についての収入支出に関する，年次又は要請に応じた決算報告書を財政省，司法省に送付する。
7. 法令と本定款の規定に基づいたその他の各任務，権限を行う。

第二章 弁護士連合会の組織構造

第 5 条 弁護士連合会直属の各機関と部門

1. 全国弁護士代表大会は，弁護士連合会の最高指導機関である。
2. 全国弁護士評議会は，全国弁護士代表大会の 2 会期の間⁴の弁護士連合会の指導機関である。
3. 弁護士連合会常任委員会は，全国弁護士評議会の 2 会期の間⁴の弁護士連合会の運営機関である。
4. 弁護士連合会事務局，ホーチミン市のベトナム弁護士連合会代表機関及び各委員会は弁護士連合会の業務補助機関である。
5. 各部門は弁護士連合会に直属している。

第 6 条 全国弁護士代表大会

1. 全国弁護士代表大会は全国弁護士評議会によって 1 回あたり 5 年の任期で招集される。大会は，全国弁護士評議会の決定；または全国弁護士評議会の委員総数の少なくとも 3 分の 2 の要求；または弁護士連合会定款の修正，補充，全国弁護士評議会員の補充選出をしなければならない場合，または全国弁護士代表大会の任務，権限に属するその他の複数の問題を決定する場合，における権限を有する国家機関の要求；に従って臨時に招集されることができる。
2. 全国弁護士代表大会の代表は以下のように構成される。

⁴ 全国弁護士代表大会が終了後，次の全国弁護士代表大会が開始するまでの間，という意味とされる。以下，同じ。

- a) 当然の代表は、現職の全国弁護士評議会委員と全国弁護士代表大会の前に弁護士会任期大会において弁護士会会長に再選出されなかったために解任された全国弁護士委員会委員
 - b) 各弁護士会任期大会が全国弁護士評議会の分配に従った数字で選出する代表
3. 全国弁護士代表大会の代表は、高い道德の資質を備え、法令、弁護士連合会定款、弁護士職務倫理規定⁵、弁護士会内規の執行の模範となる；責任感と大会の決定に対する貢献可能性を有する弁護士でなければならない；弁護士会連合会定款、弁護士職務倫理規定、弁護士会内規の違反を理由に任期中に処分された、あるいは弁護士会、弁護士連合会により規律違反処分を検討されている人物であってはならない；暫定留置、暫定拘留、刑事責任の追及を受けている人であってはならない。
 4. 全国弁護士代表大会は、参加招集された代表の少なくとも3分の2が出席した場合、正式なものとなる。参加招集された代表の出席者の数が3分の2に満たなかった場合、1回目の招集の日から30日以内に、2回目の大会招集をしなくてはならない。2回目に招集する大会は、参加招集された代表の2分の1以上が出席するとき、正式なものとなる。
 5. 全国弁護士代表大会は、以下の任務と権限を有する。
 - a) 終了した任期の決議実行の結果についての全国弁護士評議会の報告を討論する；後継の任期のベトナム弁護士連合会の活動の方向性を決定する；
 - b) 定款の採択；定款の修正、補充（もしあれば）；
 - c) 全国弁護士評議会委員、弁護士連合会会長の選出
 - d) 全国弁護士評議会あるいは弁護士連合会常任委員会の提議に従ったその他の重要な各問題の討論と決定
 6. 全国弁護士代表大会の決議は、出席した代表者の2分の1以上が賛成の票決をしたときに採択される。
 7. この定款の規定及び法令の規定に基づき、全国弁護士評議会は、全国弁護士代表大会ごとに、大会の内容、参加者、大会に参加する代表の選出を具体的に案内する；文献の準備及びその他必要な手続を実施して、採択を行う大会に提出する。

第7条 全国弁護士評議会

1. 全国弁護士評議会の任期は、全国弁護士代表大会の任期に従って、5年である。全国弁護士評議会の任期は、全国弁護士代表大会が新任期の全国弁護士評議会を選出した時に終了する。

⁵ 原文は Quy tắc đạo đức và ứng xử nghề nghiệp luật sư

全国弁護士評議会の構成は

- a) 各弁護士会の任期中の会長は、当然の委員である。
 - b) 全国弁護士代表大会により選出される委員。大会に選出される委員の数は全国弁護士評議会の当然の委員の数の2分の1を超えてはならない。
2. 弁護士は、以下の全ての基準を有すれば、全国弁護士評議会により委員として選出されうる。
- a) 祖国に忠誠を尽くし、ベトナム社会主義共和国の憲法を遵守する。
 - b) 高い道徳を有し、法令、ベトナム弁護士連合会定款、弁護士職務倫理規定の執行の模範となる。
 - c) 専門性と、業務処理、決定能力を有する；評議会の決定に対して威信と責任感、貢献可能性を有する。
 - d) 業務を割り当てられた際、評議会と連合会各委員会の活動に参加する時間的、健康的余裕を有する。
3. 以下の各場合の一つに属する弁護士は、全国弁護士評議会の委員の候補になることができない：
- a) 任期中に、当該弁護士が参加する弁護士会、ベトナム弁護士連合会あるいは団体組織から戒告以上の水準の規律違反処分処理を受けた。
 - b) 弁護士会、弁護士連合会に規律違反処分処理を調査検討されている。
 - c) 暫定留置、暫定拘留、刑事責任を追及されている。
4. 全国弁護士評議会委員の選出は秘密投票の形式で実行される。
- 全国弁護士評議会の委員に当選する者は、正式の投票総数の過半数の得票を得なければならない。選出が必要な委員数より正式の投票数の分の過半数の得票を得た者の数が多い場合、より多い得票を得た人が当選となる；互いに同じ得票数を有する場合は、弁護士在職年数がより長い者が当選者となる。
5. 全国弁護士評議会は以下の任務、権限を有する。
- a) 弁護士職務倫理規定を制定する。
 - b) 全国弁護士代表大会の決議及び決定を実行するための方針、方法を決定する。
 - c) 弁護士連合会の年次活動報告、年次財務報告、及び年次活動計画を採択する。
 - d) 弁護士会の任期大会組織の期限につき規定する；弁護士会の任期大会組織の内容と手続を案内する。

- d) 大会に参加する代表の選出，各文献の準備，全国弁護士評議会，常任委員会⁶，会長，副会長の選挙；総書記の選挙又は承認，に関する推薦，立候補の過程，立候補者リストの作成及び関連する詳細な各問題につき案内する；新任期に選ばれる全国弁護士評議会，常任委員会，会長，副会長，総書記の候補者リストに弁護士を紹介する。
 - e) 連合会の常任委員会委員，副会長の人数を決定する；常任委員会委員，副会長を選出する；総書記を選出又は承認する；常任委員会委員，会長，副会長，総書記，全国弁護士評議会委員を免任，罷免する。
 - g) 全国弁護士代表大会の開催を決定する。
 - h) 弁護士職の修習費，弁護士会への加入費，連合会の会費及び会費納入控除比率の大枠を規定する。
 - i) この定款の規定，あるいは全国弁護士代表大会が決めたその他の各任務，権限
6. 全国弁護士評議会は，弁護士連合会常任委員会の招集に従って1年に1回，常会を開催する。常任委員会は，連合会常務委員会の少なくとも3分の2，評議会委員の3分の1の要請があるとき，評議会の権限に属する内容を決定するため，全国弁護士評議会の臨時会を招集することができる。
全国弁護士評議会の各会は，少なくとも3分の2以上の評議会委員が参加した時，正式のものとなる。
7. 全国弁護士評議会の決議は，会合において評議会委員の2分の1以上の賛成の票決を得なければならない。
全国弁護士評議会は，書面にて各評議会委員の意見を収集する形式で，決議，決定を採択することができる。この場合，決議は，全国弁護士評議会委員の2分の1以上が賛成する時に採択される。
8. 全国弁護士評議会の委員は以下の任務と権限を有する。
- a) 全国弁護士評議会の会合に十分に参加する。
 - b) 評議会の議事日程にある問題の討論に参加する；評議会の決議，決定の採択の票決をする。
 - c) 評議会の各決議，決定の執行及び実行の模範となる；弁護士が評議会の決議，決定を実行することを普及，説得する。
 - d) 評議会あるいは連合会常任委員会に割り当てられた任務と職責を良好に完成させる。

⁶ 原文は Ban Thường vụ。以下，「ベトナム弁護士連合会常任委員会 Ban Thường vụ Liên đoàn Luật sư Việt Nam」，「弁護士連合会常任委員会 Ban Thường vụ Liên đoàn Luật sư」，「連合会常任委員会 Ban Thường vụ Liên đoàn」と表記がわかれているが，意味内容は同じである。

全国弁護士評議会の委員が自分の任務、権限を不十分に実行する、または実行しない場合、その程度に従って、全国弁護士評議会によって譴責；あるいはこの定款の11条2項、3項の規定に従って、全国弁護士評議会委員の資格を一時停止；罷免されうる。

第8条 ベトナム弁護士連合会常任委員会

1. 連合会常任委員会は、全国弁護士代表大会、全国弁護士評議会の決議、連合会の各任務と権限の実行のため、連合会の活動運用任務を有する。
2. 連合会常任委員会委員は、以下の基準を十分に有しなければならない。
 - a) 祖国に忠誠を尽くし、ベトナム社会主義共和国憲法を遵守する。
 - b) 堅固な政治的力量を有し、法令、弁護士連合会定款、弁護士職務倫理規定の執行の模範となる。
 - c) 法令、司法活動、弁護士職に精通する。
 - d) 組織、運用能力を有する。
 - e) 弁護士界内における威信を有する。
 - f) 常任委員会の活動に参加するための時間的、健康的余裕を有する。
3. この定款の7条3項の規定の各場合の一つに属する弁護士は、ベトナム弁護士連合会常任委員会に立候補することができない。
4. 連合会常任委員会は、全国弁護士評議会によって、評議会委員の中から、選出される。連合会常任委員会は会長、各副会長及び各委員を含む。常任委員会の委員数は、全国弁護士評議会が決定するが、21人を超えてはならない。
常任委員会選出の規則は、この定款の第7条4項の規定に従って適用される。
5. ベトナム弁護士連合会常任委員会は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 連合会の補助機関、連合会に直属する部門の設立を決定し、その組織、任務を規定する；全国弁護士評議会の決議に基づき、各業務分野において連合会の任務、権限を実行する規制、規定を制定して施行する。
 - b) 大会組織計画、弁護士会の各機関に選出される人事計画案につき意見を述べる；この定款の規定及び全国弁護士評議会の規定に従って、弁護士会の任期大会組織の内容、手続の実施を案内する。
 - c) 全国弁護士評議会の会議を招集する；全国弁護士評議会の会期中の運用過程における方針についての問題を決定する；全国弁護士評議会の活動プログラム、決議、決定に従って連合会の6か月ごと、年次の具体的業務計画を決定する。
 - d) 弁護士養成の教科書、年次弁護士養成計画を決裁する。

- d) 弁護士会に弁護士職の修習管理を案内する；弁護士職の修習結果の検査計画を決定する。弁護士職の修習結果検査評議会の活動を監察する；弁護士職の修習，弁護士会への加入について各見本を規定する。
 - e) 弁護士職務倫理規定の遵守の監察を行う。
 - g) 弁護士連合会定款の実行を案内する；連合会定款，全国弁護士評議会の決議，連合会常任委員会の決議の順守，法令遵守に関して，弁護士，弁護士会を監察する；連合会の定款，決議，規定，決定に反する弁護士会の決議，規定，決定の施行を停止し，その一部を修正する要求をし，あるいは廃棄する；法令の規定に従って弁護士職証明書が回収されなければならない各場合の一つに該当する弁護士を発見した場合，司法省に弁護士職証明書の回収を提案する；法令の規定に反する弁護士会の決議，決定，規定の施行停止，修正要求を権限ある国家機関に建議する。
 - h) 弁護士の法律知識，職業技能についての強制的育成実行，通常育成実行の内容を案内し，その計画を決定する；弁護士に政治，職業道徳を育成，教育する；
 - i) 各弁護士の無料法律援助参加義務を具体的に規定する；この規定の実行を案内し，検査する。
 - k) 弁護士法及びこの定款の規定に従って不服申し立てを解決する。
 - l) 国内の弁護士の専門知識，技能の程度の向上を図るため，弁護士の職業経験の総括，交換，及びその他の方法を実行する；弁護士，弁護士営業組織を選定して，表彰を行う。
 - m) 党，国家，ベトナム祖国戦線に対して，弁護士の心情，願望，意見を集めて反映する。
 - n) 弁護士を，法令の作成，法理科学の研究，法令の宣伝，普及，教育に参加させる。
 - o) ベトナム弁護士連合会の各国際協力活動計画の決定及び実行を行う；ベトナム弁護士連合会及び各構成員の対外活動並びに国際協力を規定し，案内する。
 - p) 年次報告及び法令の規定に基づく権限を有する国家機関の要請に従った報告をする；司法省に弁護士連合会の決議，決定，規定を送付する。
 - q) この定款の規定に従って，あるいは全国弁護士評議会によって与えられる，その他の任務，権限を有する。
6. 連合会常任委員会は，1年に3回，定期会を開催し，常任委員会の委員の少なくとも2分の1の提議あるいは連合会常任⁷の決定に従って，常任委員会の権限に属する問題を討論，決定するために臨時会を開催することができる。

⁷ 原文は，Thường trực Liên đoàn。本条8項に定義がある。

常任委員会の会議は、常任委員会委員数の少なくとも3分の2以上が参加した時に、正式なものとなる。

7. 連合会常任委員会の決議、決定は、会議で票決を行った委員数の2分の1以上の賛成票決を得なければならない。

連合会常任委員会は、常任委員会委員の意見を書面で収集する形式で、決議、決定をすることができる。この場合、常任委員会の決議、決定は、常任委員会委員数の2分の1以上の賛成票決を有したときに、採択される。

8. 連合会の常任は、会長⁸、副会長⁹から構成され、連合会常任委員会の各会期の間、連合会の常務活動を運用する任務を有する。
9. 連合会常任委員会委員は、以下の任務、権限を有する。

- a) 常任委員会の各会議に十分に出席する。
- b) 常任委員会の議事日程にある問題の討論に参加する；常任委員会の決議、決定の採択の票決をする。
- c) 常任委員会の決議、決定の執行及び実行の模範となる；弁護士会、連合会の構成員の弁護士が厳正に常任委員会の決議、決定を実行するよう普及させ、説得する。
- d) 全国弁護士評議会、常任委員会が割り当てた任務、職責を良好に完成させる。

常任委員会の委員は、全国弁護士評議会によって選出された時から全国弁護士評議会の任期が終了するときまで、自らの任務と権限を実行する。ただし、この定款の11条1項b, c, d号の規定に従って免任された場合、あるいはこの定款の11条2項の規定に従って罷免された場合を除く。常任委員会委員が自らの任務、権限を、不十分に実行する、あるいは実行しない場合、その程度に従って、常任委員会より譴責され、あるいは、この定款の11条2, 3項の規定に従って常任委員会委員の資格を一時停止され、罷免される。

第9条 ベトナム弁護士連合会の会長、副会長

1. ベトナム弁護士連合会会長は、全国弁護士代表大会により連合会常任委員会委員の中から選出され、全国弁護士評議会の任期に従う。連合会会長は全国弁護士評議会の会長である。会長が選出されていない、又は会長が欠けている場合、全国弁護士評議会が、新会長が選出されるまでベトナム弁護士連合会の活動の運用をし、代表となる副会長一人を指定する。

⁸ 原文は chủ tịch であり、直訳は「主席」である。

⁹ 原文は phó chủ tịch であり、直訳は「副主席」である。

一人の弁護士が連合会会長に選出されるのは、多くても連続2任期までである。

2. 弁護士連合会会長は、以下の基準を十分に有さなくてはならない。
 - a) 祖国に忠誠を尽くし、ベトナム社会主義共和国憲法を遵守する。
 - b) 堅固な政治的水準と力量を有し、法令、連合会定款、弁護士職務倫理規定の執行の模範となる。
 - c) 法令、司法活動、弁護士職に精通する。
 - d) マクロの観点から指導、運用能力を有する。
 - d) 弁護士界を団結させ、結集する威信及び可能性を有する。
 - e) 洞察力、決断力を有し、あえて責任を負う精神がある。
 - g) 中央及び地方にある、党、国家、祖国戦線の各機関、訴訟進行機関及び各職業団体と緊密な関係、接点を作り、保持する可能性を有する。

この定款第7条3項の各規定の一つに属する弁護士は、弁護士連合会会長の職に立候補することができない。

3. 連合会会長は、以下の任務と権限を有する。
 - a) 法律上、連合会の法人代表となる
 - b) 連合会の口座の名義となる。
 - c) 連合会の活動について、全国弁護士代表大会、全国弁護士評議会に対して責任を負う。
 - d) 全国弁護士代表大会、全国弁護士評議会、連合会常任委員会の決議及び決定の実行展開の運用、割り当て及び連合会の全ての活動の監察を行う。
 - d) 全国弁護士評議会、連合会常任委員会、連合会常任の会議を主宰する；全国弁護士評議会あるいは連合会常任委員会で採択された後、全国弁護士評議会、連合会常任委員会の決議、決定に署名する。
 - e) 連合会会長の各任務、権限を実行する時に、民主、集団、多数決の原則を厳格に執行する。
 - g) この定款の規定に従ったその他の任務、権限。

4. 弁護士連合会副会長は、全国弁護士評議会によって、連合会常任委員の中から選出される。弁護士連合会副会長は全国弁護士評議会の副会長である。弁護士連合会副会長は、連合会常任委員会の割り当てに従って各活動分野の責任を負い、割り当てられた各業務分野について会長、常任委員会及び全国弁護士評議会に対して責任を負う。

弁護士連合会副会長は、この条2項に規定される各基準、条件を十分に有さなくてはならない。弁護士連合会副会長の数は全国弁護士評議会によって決定される。

5. 弁護士連合会の会長、副会長の選出規則はこの定款第7条4項の規定に従って適用される。

第10条 ベトナム弁護士連合会総書記

1. 弁護士連合会総書記は、全国弁護士評議会により全国弁護士評議会委員から選出され、又は弁護士連合会会長が任命して全国弁護士評議会が承認する。総書記は、全国弁護士評議会の決定に従って、連合会副会長の一人を兼任することができる。総書記は、全国弁護士評議会、弁護士連合会常任委員会、弁護士連合会会長に対して、連合会の活動計画の実行及び連合会の各業務補助機関の活動調整について、責任を負う。
2. 総書記は以下の各任務、権限を有する。
 - a) 連合会常任委員会と常任が、連合会の活動計画、業務日程を作成して、その実行の運用をすることを、補助する；連合会活動の展開において、連合会の各業務補助機関における配置を調整する。
 - b) 連合会の常任委員会及び常任が、連合会常任委員会、常任、連合会会長の各決議、決定を実行することを、補助する。
 - c) 連合会の活動に資するための設備に気を配り、財政源を調達する。
 - d) 全国弁護士評議会、連合会常任委員会の各会議において書記の業務の責任を負う。
 - d) この定款の規定による、又は常任委員会、連合会会長が与えた、その他の各任務、権限。
3. 弁護士連合会副総書記は、常任委員会が総書記の提議に従って採択した後、連合会会長が任命、免任、罷免する。副総書記は、総書記の割り当てに従って総書記が各任務を実行することを補助する。

第11条 ベトナム弁護士連合会指導者職の免任、罷免

1. 全国弁護士評議会委員、弁護士連合会の常任委員会委員、会長、副会長、総書記の免任は、以下の各場合に実行される。
 - a) 弁護士会の会長と看做されない場合は当然に免任される（全国弁護士評議会に選出された場合を除き、全国弁護士評議会の当然の委員に対して）。
 - b) 民事行為能力の喪失又は民事行為能力の制限
 - c) 自分が担当している職から退く
 - d) 健康上の理由あるいは任務を実行できないその他の理由全国弁護士評議会は、この項 b,c,d 号に規定する各場合において、秘密投票の多数に従って、全国弁護士評議会委員、連合会の常任委員会委員、会長、副会長総書記の免任を決定する。

2. 全国弁護士評議会委員，連合会の常任委員会委員，会長，副会長，総書記は，以下の各場合の一つに属する場合，罷免される。
 - a) 構成員資格の一時停止あるいは弁護士会名簿から除名される形式で規律処分された。
 - b) 弁護士職業証明書の使用権を剥奪される。
 - c) 判決を受けて，その判決が法令上の効力を有した。
 - d) 自らの任務，権限の実行にあたり，弁護士連合会定款の重大な違反；弁護士連合会の利益の侵害
 - d) 弁護士，弁護士職，弁護士の社会職業組織の法令，その他の法令の規定の重大な違反
 - e) 弁護士会の少なくとも2分の1の信頼を得られない。全国弁護士評議会の委員，連合会の常任委員会の委員，会長，副会長，総書記は，この項の a,b,c 号の規定の各場合に当然に罷免される。全国弁護士評議会はこの場合に対して罷免の決議を出すか，票決は不要である。全国弁護士評議会は，この項 d,d,e 号の規定の場合，全国弁護士評議会委員，連合会の常任委員会委員，会長，副会長，総書記を罷免する秘密投票の多数に従って決定する。
3. 全国弁護士評議会の各会議において，連合会常任委員会は，この条の2項が規定する各場合の一つに属する弁護士に対して，全国弁護士評議会委員，連合会の常任委員会委員，会長，副会長，総書記の資格の一時停止を決定する権利及び全国弁護士評議会の直近の会議において全国弁護士評議会に罷免の決定又は罷免の調査検討を提議する権利がある。
4. この定款の規定及び法令の規定に基づき，全国弁護士評議会は，全国弁護士評議会委員，ベトナム連合会常任委員会委員，会長，副会長，総書記の免任，罷免の具体的手続きを決定する。

第12条 連合会事務局及びホーチミン市のベトナム弁護士連合会代表機関

1. 弁護士連合会事務局は連合会の補助機関である。連合会会長は，連合会常任委員会の決議に従って，事務局長，副事務局長を任命，免任，罷免する。
2. ホーチミン市のベトナム弁護士連合会代表機関は，南部地域における連合会の常任の補助機関である；連合会会長は，連合会常任委員会の決議に従って，代表機関の長，副長の任命，免任，罷免を決定する。
3. 連合会事務局，ホーチミン市のベトナム弁護士連合会代表機関の任務，権限，組織機構は，この定款の規定に基づいて，連合会常任委員会が規定する。

第13条 ベトナム弁護士連合会の各委員会

1. ベトナム弁護士連合会の各委員会は以下から構成される。
 - a) 弁護士の権利，利益擁護委員会
 - b) 養成，強化委員会
 - c) 監察委員会
 - d) 経済，財政委員会
 - d) 表彰，規律違反処分委員会
 - e) 国際関係委員会
 - g) 法律作成及び法律援助委員会
 - h) 全国弁護士評議会の決定に従ったその他の各委員会
2. ベトナム弁護士連合会の委員会の委員長は，全国弁護士評議会の委員でなくてはならない。
3. 連合会会長は，連合会常任委員会の決議に従って連合会の各委員会の委員長，副委員長の任命，免任，罷免を決定する。
4. この定款の規定に基づき，弁護士連合会常任委員会は，各委員会の設立，組織機構の規定，任務，権限を決定する。

第 14 条 ベトナム弁護士連合会に直属する各部門

1. 弁護士職養成学校は，弁護士の根源を養成する任務を有する；弁護士職養成学校は，弁護士法，教育養成についての法令及び弁護士連合会定款の規定に従って設立され，活動する；法令の規定に従って，口座及び印鑑を有する。
2. ベトナム国際商事弁護士クラブは，外国要素を有する投資，経営，商事の各領域における法律相談の需要に呼応する活動及び国際経済参入に係る各問題に競争参加する各弁護士，弁護士営業組織の知恵及び力の源を結集，発揮する機能，任務を有する；口座及び印鑑を有する；法令，弁護士連合会定款及びクラブの規則に従って組織され，活動する。
3. 法令相談センターは，政治 - 社会，社会 - 職業の各組織の法令相談についての法令及びベトナム弁護士連合会定款の規定に従って，設立され，活動する；法令の規定に従って，口座及び印鑑を有する。
4. 弁護士雑誌は，言論機関であり，ベトナム弁護士界の意見表明の場であり，科学研究，専門知識技術を案内する各資料の登載をする；報道についての法令及びベトナム弁護士連合会定款の規定に従って設立され，活動する；法令の規定に従って，口座及び印鑑を有する。
5. 連合会に直属するその他の各部門の設立は，この定款の規定及び法令の規定に基づき，全国弁護士評議会の決定に従う。

第三章 弁護士会

第 15 条 弁護士会の法律上の地位

1. 弁護士会は、省、中央直属の市における弁護士の社会 - 職業組織であり、法人資格を有し、印鑑及び口座を有する。
 弁護士会の名前は、弁護士会が設立された場所の、「中央に直属する省（市）の名称」及び「省（市）弁護士会」が連結したものである。
2. 弁護士会は、弁護士法及びベトナム弁護士連合会定款の規定に従って設立される。
3. 弁護士会の構成員は、弁護士法及びベトナム弁護士連合会定款の規定に従って弁護士会に加入した各弁護士である。
4. 弁護士会は、弁護士法及びベトナム弁護士連合会定款の規定に従って組織され、活動する。弁護士会は弁護士会の内部関係を調整するための内規を発行する。
5. 弁護士会は、ベトナム弁護士連合会の構成員であり、連合会構成員の各権利義務を有し、弁護士法及びこの定款の規定に従って連合会に権利と合法的利益を保護され、連合会の案内と監察を受ける。

第 16 条 弁護士会の組織、活動の原則

弁護士会は、民主、平等；少数は多数に従う；憲法、法令及びベトナム弁護士連合会定款の規定に従った、ベトナム弁護士連合会の統一を組織する制度の中での自主管理の実施；憲法、法令の規定に従った国家管理の承認、という原則に従って組織され、活動する。

第 17 条 弁護士会の任務、権限

1. 弁護士法 61 条の規定に従った各任務、権限
2. 国内外の機関、組織、個人との関係において構成員の弁護士の意思、願望、権利、合法的利益を代表する。
3. 職業上の各弁護士の権利、合法的利益を互助し、擁護する。
4. 法令の規定と弁護士連合会の案内に従った国際協力の実行
5. 全国弁護士代表大会に参加する弁護士を選出する；連合会の各機関及び指導者を選出するための候補者名簿に弁護士を紹介する。
6. ベトナム弁護士連合会の決議、規定、決定、案内を実行する；連合会の各活動に参加する；連合会の組織、活動を強固にし、発展させることについて意見、建議を提出する。
7. 弁護士連合会に援助され、権利と合法的利益を擁護される。

8. ベトナム弁護士連合会の趣旨目的を実行するため、他の弁護士会と団結し、協力する。
9. 法令の規定及びベトナム弁護士連合会定款に反しない、決議、決定、内規、費用徴収規定及びその他の各規定の発行
10. 法令及びこの定款の規定に従ったその他の各任務、権限、義務

第 18 条 弁護士会に直属する専門の各機関、部門

1. 弁護士会の弁護士大会は、弁護士会の最高指導機関である。
2. 弁護士会の理事会¹⁰は、弁護士大会の執行機関及び弁護士会の運用機関である。
3. 表彰規律違反処分評議会は表彰、規律違反処分を検討し、検証し、結論を出して提出する専門機関である。
4. 弁護士会事務局及び弁護士会が設立した各専門部門は理事会が弁護士会の任務、権限の実行を展開することを補助する。
5. 構成員である弁護士が 1, 000 人以上いる弁護士会は、理事会が区域における弁護士の活動を運用し、組織することを補助するために、区、県、あるいは区域に従って弁護士会支部を設立することができる。弁護士会支部は弁護士会直属の部門であり、弁護士会理事会の指導と責任に従って活動する。弁護士会理事会の構成員の一人が弁護士会支部長となる。弁護士会支部の具体的組織、任務、権限は弁護士会の内規に規定される。弁護士大会の決定により、弁護士会支部は設立される。

第 19 条 弁護士会の弁護士大会

1. 弁護士大会は、任期 5 年に 1 回開催される。このほかに、弁護士大会は、弁護士大会の権限に属する問題を決定するため、理事会の決定に従って；あるいは弁護士会の弁護士数の少なくとも 2 分の 1 の提議に従って；あるいは、弁護士連合会常任委員会の提議、法律の規定に基づいた権限のある国家機関の提議に従って；臨時に招集されうる。

弁護士大会は、全体大会¹¹あるいは弁護士会の構成員数に従う代表大会の形式で招集される。

弁護士代表大会の代表数は、弁護士会理事会が、会の構成員である弁護士全体の意思、願望、及び権利を十分に保証する原則に基づいて決定する。

弁護士会代表大会の代表は、資質と道徳を有し、弁護士会とベトナム弁護士連合会の建設と発展において責任感を有し、弁護士会の弁護士の中で威信を

¹⁰ 原文は Ban chủ nhiệm

¹¹ 全弁護士が参加する大会。

有し、大会について責任と貢献可能性を有する弁護士でなくてはならない；任期中にベトナム弁護士連合会の定款，ベトナム弁護士職務倫理規定，弁護士会の内規違反で規律違反処分された者あるいはベトナム弁護士連合会，弁護士会に規律違反処分違反を調査されている者であってはならない；暫定留置，暫定拘留，刑事責任を追及されている者であってはならない。

弁護士会代表大会の代表の具体的割り当ては，弁護士会理事会が決定するが，この定款に規定する割り当てと代表の基準の原則を保証しなければならない。

2. 弁護士会理事会は，弁護士大会を招集する。
 3. 弁護士大会は，参加招集された代表の少なくとも3分の2が出席した場合，正式なものとなる。参加招集された代表の出席者の数が3分の2に満たなかった場合，1回目の招集の日から30日以内に，2回目の大会招集をしなければならない。2回目に招集する大会は，参加招集された代表の2分の1以上が出席するとき，正式なものとなる。2回目に招集する大会に参加招集された代表の出席者の数が2分の1に満たなかった場合，2回目の招集の日から30日以内に，3回目の大会招集をしなければならない。3回目に招集する大会は，参加した代表の数にかかわらず，正式なものとなる。
 4. 弁護士大会は，以下の任務と権限を有する。
 - a) 任期中の弁護士営業活動，弁護士会活動の総括的報告，及び次の任期の活動の方向性と計画，の討論，採択
 - b) 任期中の弁護士会の財政報告の採択
 - c) 弁護士会の内規の採択あるいはその修正，補充
 - d) 弁護士会の理事会，会長，表彰規律違反処分評議会の選出
 - d) 全国弁護士代表大会に参加する代表の選出弁護士会理事会は，この定款の規定及び全国弁護士評議会の案内に従って，弁護士大会の内容，日程，参加構成及び進行手続を決定する。
 5. 弁護士大会の決議及び決定は，大会において代表数の2分の1以上の賛成票を得たときに採択される。
 6. 弁護士大会開催前遅くとも30営業日以内に，弁護士会理事会は弁護士連合会及び弁護士会が設立された場所の省，中央直属の市の人民委員会に大会組織計画，弁護士会の理事会，表彰規律違反処分評議会に選出される人事の計画案（又は臨時弁護士大会で理事会，表彰規律違反処分評議会に補充され，会長の後任に選出される者に関する人事計画案）を送付する。
- 連合会常任委員会は大会組織計画及び弁護士会の各機関に選出される人事計画案の内容について案内し，並びに，弁護士会大会が弁護士連合会定款の規定，全国弁護士評議会の決議，決定を正しく実行するように指導する。

7. 弁護士大会が終了した日から7営業日以内に、弁護士会理事会は弁護士大会の結果について、ベトナム弁護士連合会、弁護士会が設立された場所の省、中央直属の市の人民委員会に報告し、選挙の議事録、会長、理事会と表彰規律評議会構成員の重要部分を記載した記録、大会の決議及び各決定を添付する。

弁護士大会の結果は、弁護士会が設立された場所の省、中央直属の市の人民委員会が承認した後に公認される。

第20条 弁護士会理事会

1. 弁護士会理事会は、弁護士大会の決議、決定の実行を展開し、弁護士会の活動を運営する任務を有する。

弁護士会理事会は、会長、副会長、及び各委員を有する。弁護士会理事会の副会長、委員の数は弁護士会が規定した内規による。

2. 弁護士会理事会は、弁護士大会で選出され、弁護士会任期大会の任期に従って5年の任期を有する。弁護士会理事会の任期は、弁護士会の任期大会が新しい理事会を選出した時に終了する。

弁護士会理事会選出の規則は、この定款の第7条4項の規定に従って適用される。

弁護士会理事会は、全国弁護士評議会の案内に従って、推薦、立候補、立候補者名簿の作成手続及び弁護士会理事会の選挙に関連するその他の詳細な問題について規定する。

3. 弁護士会理事会に参加する弁護士は、以下の基準を十分に有さなくてはならない。

a) 法令、ベトナム弁護士連合会定款、弁護士職務倫理規定、弁護士会の内規の執行の模範となる。

b) 弁護士会内における威信及び弁護士の集合、団結可能性を有する。

c) 管理、運用能力を有する。

4. 以下の各場合の一つに属する弁護士は、弁護士会理事会に立候補できない。

a) 任期中にベトナム弁護士連合会、弁護士会あるいは弁護士が参加したその他の組織によって規律違反処分された。あるいはベトナム弁護士連合会、弁護士会に規律違反処分を調査検討¹²されている。

b) 暫定留置、暫定拘留、刑事責任を追及されている。

¹² 原文は xem xét。以下、同じ。

5. 弁護士会理事会は、少なくとも月1回、会議を行い、会長の決定あるいは理事会構成員の少なくとも3分の2の提議に従って弁護士会理事会の権限に属する突発的な業務を決定するために臨時会議を行うことができる。
理事会の会議は、弁護士会会長に招集される。弁護士会会長が、定期的にあるいは理事会構成員の少なくとも2分の1の提議に従って理事会の会議を招集できない場合、連合会常任委員会が副会長の一人を指名して弁護士会理事会の会議を招集、主宰させる。
6. 弁護士会理事会は、集団原則、多数決に従って業務を行う。弁護士会理事会の会議は、弁護士会理事会の構成員の少なくとも3分の2が参加したときに正式なものと看做される。弁護士会理事会の決定は、理事会構成員の2分の1以上が賛成の票決をした時に、採択される。票決数が同じ場合、問題は、会長の票または理事会の会議を主宰する副会長の票を有する側の意見に従って決定される。
7. 弁護士会理事会は以下の各任務、権限を有する。
 - a) 法令の規定に従った、弁護士職修習証明書の支給又は支給拒否及び弁護士職修習の管理；弁護士の加入登録；他の弁護士会との間の弁護士の移動、受け入れ；弁護士営業証明書支給を求める提出書類の受領及び司法局への送付；司法省への弁護士職業証明書回収の提議；ベトナム弁護士連合会への弁護士カードの支給、交換、回収の提議
 - b) 会員の弁護士、弁護士営業組織及び地方にあるその支店の弁護士が法令、連合会定款、弁護士職務倫理規定の遵守の監察
 - c) 弁護士営業組織、その支店、事務所の活動の監察；弁護士営業組織に対する法令違反行為の中止要請、権限を有する国家機関への処分提議；弁護士営業組織に対する表彰の決定又は提議
 - d) 訴訟進行機関の要請に従って、各刑事事件における弁護人となる弁護士の指名の弁護士営業組織に対する割り当て
 - d) ベトナム弁護士連合会の案内に従って、弁護士の専門知識、弁護士職務倫理規定遵守の強化；弁護士営業組織の専門知識、管理運用の要請に従った強化。
 - e) 弁護士と弁護士との間、弁護士と弁護士営業組織の間；各弁護士営業組織相互の間；依頼者と弁護士の間；依頼者と弁護士営業組織の間、に生じた業務遂行についての紛争解決。
 - g) 弁護士に対する表彰、規律違反処分を調査検討して決定する。
 - h) 弁護士に対して、経験を総括して交換し、専門知識を強化し、専門知識の程度を高く向上するその他の方法を実行する。
 - I) 政策、法令の作成にあたって、弁護士の提供した意見を収集する。

- k) 弁護士会の弁護士に法律の宣伝、普及、教育の活動、法律援助への参加を割り当てる。
- l) 法令の規定及び弁護士連合会の案内に従って国際協力活動を行う。
- m) 法令の規定及びベトナム弁護士連合会常任委員会の案内に従って、ベトナム弁護士連合会、省と中央直属の市の人民委員会に弁護士会の組織、活動及び弁護士会の弁護士の質を報告する。
- n) この定款の規定及び弁護士会の内規に従ったその他の任務、権限。

第 21 条 弁護士会理事会の会長、副会長、その他の構成員

1. 弁護士会会長は、弁護士会の弁護士大会によって、弁護士大会が弁護士会理事会に選出した弁護士の中から選出される。弁護士会会長の任期は弁護士会理事会の任期と同じである。
一人の弁護士は、多くても 3 任期連続で弁護士会会長に選出されるのみである。
2. 弁護士会会長は、以下の基準を十分に有さなくてはならない。
 - a) 正しい政治認識及び堅固な政治的力量を有する；法令、弁護士連合会定款、弁護士職務倫理規定、弁護士会内規の規定の執行の模範となる。
 - b) 弁護士経験が少なくとも 3 年以上ある。
 - c) 法令、司法活動、弁護士職に精通する。
 - d) 管理運用能力を有する。
 - d) 弁護士会で、弁護士を結集させ、団結する威信と能力を有する。
 - e) 地方の党、政府、訴訟進行機関と良好な関係を作成、維持する可能性を有する。
推薦、立候補、立候補者名簿の作成についての規則、規定及び弁護士会会長の選挙に関連するその他詳細な問題は、この定款の第 20 条 2 項の規定に従って適用される。
3. 弁護士会会長は以下の任務、権限を有する。
 - a) 弁護士会活動の全てを代表し、責任を負う。
 - b) 弁護士大会の決議、決定の実行を展開し、弁護士会の各任務、権限を実行するにあたり、弁護士会理事会の活動を割り当て、運用する。
 - c) 弁護士会理事会の会議を招集し、主宰する；弁護士会理事会が採択した後、に、弁護士会理事会の各決議、決定に署名する。
 - d) 弁護士会会長の任務、権限を実行する際、団体民主活動、多数決の原則を厳正に執行する。
 - d) この定款及び弁護士大会で決めた規定に従ったその他の任務、権限
4. 弁護士会副会長は、弁護士会理事会により、理事会構成員の中から選出される。弁護士会理事会が 5 名以下の弁護士を有する場合、弁護士大会は理事

会構成員の中から弁護士会副会長を選出することができる。副会長及び各弁護士会理事会委員は理事会の割り当てに従って各業務分野の責任を負い、その業務領域について会長と理事会の前に責任を負う。弁護士会会長が、健康上の理由あるいはその他の理由により、自らの任務、権限をしばらくの間実行できない場合、理事会は副会長の一人を選んで、会長と暫定的に交代して弁護士会の活動を運用する。

副会長及び弁護士会理事会の各委員は、この条2項 a,b,c,d,d 号が規定する基準を十分に有さなくてはならない。

5. 会長、副会長、弁護士会理事会の委員の免任は、以下の各場合において、秘密投票又は公開の票決の形式による弁護士大会の決定によりなされる。
 - a) 民事行為能力を喪失した、又は民事行為能力を制限された。
 - b) 担当している職からの退職を願い出た。
 - c) 任務を実行できない健康上の理由又はその他の理由がある
6. 任期中にある会長、副会長、弁護士会理事会の委員は、以下の各場合、当然に罷免される。
 - a) 構成員資格の一時停止あるいは弁護士名簿からの除名の形式で規律違反処分される。
 - b) 弁護士営業証明書使用権を剥奪される。
 - c) 有罪判決を受けて、執行の効力を生じた。
7. 以下の各場合の一つに属する場合、会長、副会長、弁護士会理事会の委員は罷免される。
 - a) 自らの任務、権限、責任を実行するに際して、弁護士連合会、弁護士会の内部規則の特別に重大な違反をする；弁護士会、弁護士連合会の利益に重大な侵害をする。
 - b) 弁護士、弁護士営業、弁護士の社会—職業組織についての法令、法令のその他の規定に重大な違反をする。
 - c) 弁護士会の構成員の少なくとも2分の1以上の信任を得られない。
会長、大会により選出された¹³副会長、理事会の委員は、大会に参加した代表の2分の1以上が秘密投票又は公開の票決で賛成した時、免任又は罷免される。
 - d) 理事会により選出された各副会長は、理事会構成員数の少なくとも3分の2が秘密投票又は公開の票決で賛成した時、罷免、免任される。
8. 2つの弁護士大会の間¹⁴、ベトナム弁護士連合会常任委員会は、この条7項に規定する各場合の一つに属する弁護士会会長の資格の一時停止を省、中央

¹³ 原文上、「大会で選出された do Đại hội bầu」は、副会長だけを修飾している。

¹⁴ 弁護士大会から次の弁護士大会の間、という意味である。

直轄市の人民委員会に提議し、副会長の一人を暫定の会長に指名して、弁護士会会長の罷免を検討して新会長を選出するために弁護士会理事会に臨時の弁護士大会を招集することを提議する権利を有する。

9. 弁護士会会長が免任あるいは罷免されたが、まだ新しい会長が選出されていない場合、理事会に残存する構成員は、新会長が選出される時まで理事会の活動を運用する一人の副会長を選出する。

第 22 条 弁護士会の表彰、規律違反処分評議会

1. 弁護士会の表彰、規律違反処分評議会は、表彰、規律違反処分活動において弁護士会理事会の参謀機関である；不服申し立て、告発を解決する；弁護士会理事会の任期に従って弁護士大会によって選出される。

弁護士会の表彰、規律違反処分評議会の構成員は以下の基準を有さなくてはならない。

- a) 高い道徳を持ち、法令、ベトナム弁護士連合会定款、弁護士職務倫理規定の規定執行の模範となる。
 - b) 誠実で、客観的で、無私である。
 - c) 弁護士会において威信を有する。
2. 表彰、規律違反処分評議会は、会長、各副会長及び各委員で構成される。表彰、規律違反処分評議会の会長は評議会の構成員の中から評議会によって選出される。表彰、規律違反処分評議会の構成員数は弁護士大会の決定による。選出規則並びに推薦、立候補、立候補者名簿の作成及び表彰、規律違反処分評議会の選出に関連するその他の詳細について各問題は、この定款の第 20 条 2 項の規定に従って適用される。
 3. 表彰、規律違反処分評議会は、以下の各任務、権限を有する。
 - a) 弁護士、弁護士会の各部門、各弁護士営業組織に対する弁護士会の表彰の各形式の検討を弁護士会理事会に提議する；又は弁護士会理事会を通じて、弁護士連合会、弁護士表彰権限を有する国家機関に対して、弁護士、弁護士会の各部門、弁護士営業組織の表彰の提議を提出する。
 - b) 弁護士に対する規律違反処分の形式の決定を実証し、調査検討し、弁護士会理事会に提議する。
 - c) 弁護士、弁護士会の各機関、部門に対する不服申し立て、告発の書類を受理し、証明し、検討して、各書類に基づいて行う解決を弁護士会理事会に提出する。
 4. 表彰、規律処分委員会の会議は、評議会の構成員数の少なくとも 3 分の 2 が参加した時に正当なものと看做される。

表彰，規律処分委員会は集団原則及び多数決に従って活動する；票数が同じである場合，評議会会長の票が会の決定となる。

5. 免任，罷免の場合，免任，罷免の手続きはこの定款の第 21 条 5，6，7 項の規定が適用される。

第 23 条 年次弁護士会議

1. 毎年，弁護士会は，弁護士職の活動結果の報告，弁護士会の活動，年次の財政報告及び次年度の方向性を討論して採択するために会議を開催する；弁護士職修習費，弁護士会加入費（もしあれば）の額を決定または調整する。年次弁護士会議は弁護士大会の任務，権限に属さない内容の決定を討論し，採択する。
2. 弁護士会議は，招集された弁護士の 2 分の 1 以上が参加したときに，正当なものとなる。弁護士会議の決定は，会議で 2 分の 1 以上の賛成票が得られた時に採択される。
弁護士会は，年次弁護士会議の結果の報告書を，省，中央直轄市の人民委員会及びベトナム弁護士連合会に送付する。
3. 弁護士会理事会は，弁護士会議を招集し，運営する。

第 24 条 弁護士会の補助部門

弁護士会は，弁護士会事務局及び弁護士会に直属する部門を有する。弁護士会事務局及び直属する各部門の組織機構並びに指導者は，弁護士会理事会の決定による。

事務局及び弁護士会に直属する部門の設立，役割，機能は法令及びベトナム弁護士連合会定款の規定による。

第 25 条 弁護士会の内規

1. 弁護士会は，弁護士会内の問題の詳細を決定するために内規を有する。内規の採択，修正，補充は弁護士大会の権限に属する。
2. 弁護士会内規は，以下の内容で構成される。
 - a) 弁護士会理事会，表彰，規律処分委員会の構成員機構，定型的業務；理事会と表彰，規律処分委員会の関係についての具体的規定。
 - b) 事務局と弁護士会専門部門の組織，役割，任務，定型的業務についての規定；弁護士会支部の組織機構，弁護士会支部，事務局及び専門部門に対する理事会の指導，運用についての規定
 - c) 弁護士会に対する弁護士構成員の権利，義務についての具体的規定
 - d) 弁護士会の財政収支，財産運用についての詳細規定
 - d) 弁護士会と弁護士営業組織の関係についての規定

e)ベトナム弁護士連合会定款が、規定する権限を弁護士会内規に移転した各規定

弁護士会内規の各規定は法令及び連合会定款に反することを得ない。

3. 内規の採択日あるいは修正、補充から7営業日以内に、弁護士会理事会は、内規の採択あるいは修正、補充の決議を添付して、弁護士会連合会に内規全文を送る。

第四章 弁護士

第26条 ベトナム弁護士連合会、弁護士会の構成員資格

ベトナムの法令に従って公認される弁護士全員は、自分に関連する地の弁護士会及びベトナム弁護士連合会の構成員である。

第27条 弁護士の権利、義務

1. 弁護士の権利は

- a) 法令の規定に従った、弁護士活動における各権利
- b) ベトナム弁護士連合会、弁護士会により、弁護士活動における権利、合法的利益の擁護を補助される。
- c) 法令の規定、各組織の定款に従って、全国弁護士代表大会、弁護士会の弁護士大会並びにベトナム弁護士会連合会、弁護士会の各機関に参加する代表者に、立候補し、立候補を紹介され、立候補する者を紹介する；ベトナム弁護士連合会、弁護士会に、中央及び地方にある民選の各機関、その他の社会組織の機関に対して立候補を推薦してもらう。
- d) ベトナム弁護士連合会、弁護士会の各活動に参加する；連合会、弁護士会の組織、活動を強固にして発展させることにつき意見を提出する。
- d) 連合会、弁護士会の各機関の活動を監察する；困難克服方法を建議し、違反処理を建議する。
- e) 自らの権利、合法的利益を侵害する弁護士連合会、弁護士会の決定に対して不服申し立てする。
- g) 弁護士連合会、弁護士会に専門知識の強化をしてもらう。
- h) この定款及び弁護士会内規の規定に従ったその他の各権利

2. 弁護士の義務は

- a) 法令の規定に従った、弁護士活動における各義務
- b) 法令、弁護士職務倫理規定、弁護士連合会定款、連合会及び自らが構成員である弁護士会の各決議、規定、決定を厳格に執行する。
- c) 法令、弁護士連合会、弁護士会の規定に従って、法令の普及、宣伝、教育、無料法律援助に参加する。

- d) 法令，弁護士連合会，弁護士会の規定に従って，弁護士職務倫理規定専門知識の強化プログラムに十分に参加する。
- d) 弁護士連合会，弁護士会の活動に積極的に参加する；ベトナム弁護士連合会の趣旨目的実現のために，その他の弁護士と団結し，協力する。
- e) 自分が指導者である弁護士営業組織の各構成員弁護士を弁護士連合会，弁護士会の各活動に参加させる。
- g) 自分が指導者である弁護士営業組織の法令違反行為の終了につき，弁護士会理事会の要請を執行する。
- h) 6か月ごと，1年ごとに弁護士会理事会に対して，自分が指導者である弁護士営業組織の組織，活動につき，報告する。
連合会常任委員会の要請に従って，自分が指導者である弁護士営業組織の組織，活動について，ベトナム弁護士会連合会に報告する。
- i) 弁護士連合会，弁護士会，ベトナムの弁護士の威信を維持する。
- k) 会費を十分に，期限に正しく納入する。
- l) この定款及び弁護士会内部規則に従ったその他の義務

第 28 条 弁護士会への加入

1. 弁護士営業証明書を有する者は，弁護士会に加入した日から弁護士会の構成員である。弁護士会の加入手続きは，弁護士法の規定に従って実行される。
2. 弁護士会の理事会は，以下の各場合に弁護士会への加入を拒否する。
 - a) 弁護士会への加入書類を提出する者が，弁護士法のいくつかの条項を修正，補充する法律の第 17 条 4 項が規定する場合の一つに属する。
 - b) 弁護士会への加入書類を提出する者が，弁護士名簿から名前を削除される形式の規律処分を受けたが，その処分の決定が効力を有してから，3 年が経過していない。
3. 弁護士会に加入した者は，弁護士会理事会の提議に従ってベトナム弁護士連合会から弁護士カードが支給され，弁護士カードを支給された日からベトナム弁護士連合会の構成員となる。

第 29 条 弁護士カード

1. 弁護士カードは弁護士会構成員及び弁護士連合会構成員資格の証明書である。弁護士カードは有効期限なく価値がある。
2. この定款の規定に基づき，連合会常任委員会は，弁護士カードの内容，形式及び弁護士カードの支給手続きについて規定する。

第 30 条 弁護士会の弁護士名簿からの名前の削除¹⁵、別の弁護士会への移転

1. 必要がある時、弁護士は弁護士会の弁護士名簿から名前を削除する提議書を作成しなければならない；書類には、名前削除の理由をはっきりと記載しなければならない。提議書受領が確認された日から 5 営業日以内に、弁護士会理事会は弁護士会の弁護士名簿から弁護士を除名¹⁶する決定をする。除名の決定をした日から 5 営業日以内に、弁護士会理事会は弁護士除名決定をベトナム弁護士連合会に送付する。
2. 以下の場合の一つに属する場合は、弁護士は弁護士会の弁護士名簿から削除されることを拒否できる。
 - a) 規律処分の調査検討過程にある。
 - b) 弁護士会の構成員資格一時停止の規律処分が実行中である；警告の規律処分が効力を有した日から 6 か月以内である。
 - c) 依頼者、弁護士、弁護士営業組織との紛争解決過程にある。
 - d) 弁護士活動について不服申し立て、告発の解決過程にある。
3. 弁護士活動を止めるという理由で、弁護士が弁護士会の弁護士名簿から名前を削除する場合、弁護士連合会は弁護士の弁護士カードの回収を決定する。
4. ある弁護士会からその他の弁護士会に移転することを希望する弁護士は、この条 1 項に従って自分が現在構成員である弁護士会の弁護士名簿から名前を削除し、自分の希望に従って新しい弁護士会へ加入することの紹介を弁護士会理事会に提議しなければならない。名前の削除及び弁護士会移転の提議書の受領がされた日から 5 営業日以内に、弁護士会理事会は、弁護士が参加を予定する弁護士会に行く弁護士に弁護士会移転を紹介する。弁護士会移転の紹介書類は以下から構成される。
 - a) 弁護士が名前の削除を依頼している弁護士会の理事会による弁護士会移転紹介書
 - b) 弁護士の（新しい）弁護士会加入提議書
 - c) 弁護士会が管理中である、弁護士会移転を希望している弁護士に関する書類で、弁護士書類
 - d) 弁護士カードのコピー

新しい弁護士会参加の調査検討手続きは、弁護士法第 20 条 3 項の規定に従って実行される。弁護士会加入決定を有した日から 7 営業日以内に、弁護士

¹⁵ 原文は rút 自ら名前を取り除くという能動的態様を表す。

¹⁶ 原文は xóa 他者により自分の名前を取り除かれるという受動的態様を表す。通常は懲罰的意味があるが、少なくとも本条の文脈においては、当該弁護士の削除希望に応じて、弁護士会が名前を削除するという意味にすぎないと思われる。

が新しく参加した弁護士会の理事会は、弁護士会加入決定及び古い弁護士カードを添付した変更提議書を連合会に送付する。弁護士カードの変更手続きはこの定款の31条の規定に従って実行される。

新しい弁護士会が紹介された弁護士の参加を承認しない場合、理由を連合会、元の弁護士会及び紹介を得た弁護士に通知しなければならない。新しい弁護士会の参加承認しない決定について当該弁護士が同意しない場合、当該弁護士は弁護士法及びこの定款の規定に従って、不服申し立てをする権利を紹介される。

第31条 弁護士カードの交換、回収

1. 弁護士カードは、紛失、損壊の場合、あるいは弁護士会の移転の場合に、交換される。
2. 弁護士カードは以下の各場合に、回収される。
 - a) 弁護士会に、弁護士会の弁護士名簿から除名される形式で規律処分される。
 - b) 司法省に、弁護士営業証明書を回収される。
 - c) 弁護士会から名前を削除したがこの定款第30条4項の規定に従って新しい弁護士会に参加しない。
 - d) 弁護士業をやめることを希望する。
3. 弁護士連合会常任委員会は弁護士カードの回収を決定する。
4. 弁護士カードの交換、回収の手続きは弁護士会連合会常任委員会の決定に従って実行される。

第32条 法廷に参加する弁護士の服装

1. 法廷に参加する弁護士は、弁護士連合会の規定に従った服装を身に着けなければならない。
2. 法廷に参加する時の弁護士の服装は、厳粛で、礼儀正しく、便利、かつ統一であるという要請を保障しなくてはならない。全国弁護士評議会は法廷に参加する標準的服装を規定する。

第33条 弁護士連合会及び弁護士会の名誉会員

1. 弁護士業を止めた弁護士、その他の個人は、ベトナムの弁護士の組織、活動の建設、発展事業において功労があり、ベトナムの弁護士界において堂々とした威信がある場合、弁護士連合会の名誉会員として公認されることができる。

全国弁護士評議会は、弁護士連合会常任委員会の提議に従って、弁護士連合会名誉会員の公認を決定する。

弁護士連合会名誉会員は、全国弁護士代表大会に招待され、意見収集に参加できる；連合会常任委員会の決定に従い、必要不可欠な場合の一つにおいて、全国弁護士評議会の会議への参加を招待される；弁護士連合会の表彰、栄誉称号の贈呈を検討審査される；弁護士連合会の各機関に対して、票決に参加し、選挙に推薦され、立候補することはできない。

2. 弁護士業をやめた弁護士、その他の個人は、地方におけるベトナムの弁護士の組織、活動の建設、発展事業において功労があり、地方における弁護士界において堂々とした威信がある場合、弁護士会の名誉会員として公認されることができる。

弁護士大会は、弁護士会理事会の提議に従って、弁護士会名誉会員の公認を決定する。

弁護士会名誉会員は、弁護士大会に招待され、意見収集に参加できる；弁護士会理事会の決定に従った必要不可欠な場合、弁護士会の年次弁護士会議への参加及び弁護士会のその他の活動への参加を招待される；弁護士会活動に多大な貢献をした時、弁護士会に表彰を検討される；弁護士会の各機関に対して、票決に参加し、選挙に推薦され、立候補することはできない。

第五章 財政

第34条 財政制度

ベトナム弁護士会連合会及び各弁護士会は、財政における自主原則により活動し、会費とその他の合法的収入を収入源として支払いをする。

第35条 ベトナム弁護士連合会の財政収支

1. ベトナム連合会の財政収入源は以下から構成される：
 - a) 会費
 - b) 弁護士、弁護士営業組織の自主的資金提供
 - c) 連合会活動からの収入
 - d) 国家の援助、国内外の個人、組織の援助
 - d) その他の合法的収入
2. 連合会の支出は以下から構成される：
 - a) 全国弁護士評議会、弁護士連合会の常任委員会、各委員会、専門部門及び事務局並びにホーチミン市の弁護士連合会代表機関の活動の支出
 - b) 研究、通信、宣伝、出版活動の支出
 - c) インフラ整備、設備購入費用；備品設備の保持、修理の支出
 - d) 連合会の常直、管理職、職員の給与、手当の支出、表彰の支出
 - d) 国際関係活動の支出

- e) 大会，各会議開催の支出
 - g) 本部賃借料の支出（もしあれば）
 - h) その他の合理的な各支出
3. 連合会の支出は，正しい目的，節約，効果を保証しなくてはならず，弁護士連合会定款及び財政に関する法律の規定を正しく保証しなくてはならない。
4. この定款及び財政に関する法令の規定に基づき，全国弁護士評議会は，連合会財政規則を制定して，その中で各収支の詳細；収支の手續，各収支金額の決定権限を規定する。

第 36 条 弁護士会の財政収支

1. 弁護士会の収入源は以下から構成される。
- a) 会費
 - b) 弁護士職修習費用，弁護士会加入費用
 - c) 弁護士会議の決定による，各会員弁護士の資金提供
 - d) 弁護士会活動からの収入
 - d) 弁護士連合会の援助
 - e) 国家の援助；国内外の個人，組織の援助
 - g) その他合法的収入
2. 弁護士会の支出は以下から構成される。
- a) 弁護士会の機能，任務を展開する内外の各活動に対する支出
 - b) 弁護士会の各機関の活動に対する支出
 - c) 弁護士会の各指導，管理職に対する給料または手当；弁護士会事務局職員に対する給料
 - d) その他の合理的な各支出
3. 弁護士会内規は弁護士会の各収支額，収支手續及び収支額決定権限の詳細を規定する。
- 弁護士会の収支は，正しい目的，節約，効果を保証しなくてはならず，弁護士会内部規則，弁護士連合会定款及び財政に関する法律の規定を正しく保証しなくてはならない。

第 37 条 弁護士職修習登録費，弁護士会加入費，会費

1. 弁護士職修習を登録する時，修習者は弁護士会に費用を納入する。弁護士職修習の登録費用額は，全国弁護士評議会による費用の大枠の規定に基づき弁護士会議が決定する。

2. 弁護士会に加入する者は加入費用を弁護士会に納入しなければならない。
弁護士会加入費用額が減免される各場合は、全国弁護士評議会による費用の大枠の規定に基づき弁護士会議が決定する。
3. 弁護士は、会費を納入しなければならない。会費の額、会費を減免する各場合は、全国弁護士評議会が決定する。
4. 弁護士会理事会は、自らの会の構成員である各弁護士の会費を収集して弁護士連合会に対して連合会会費部分を摘出して納入する¹⁷責任を有する。摘出の割合は全国弁護士評議会が決定する。弁護士会の各種費用の収集方法は弁護士会の内規で決定する。

第38条 弁護士連合会、弁護士会の財政、その他の財産運用

1. 弁護士連合会、弁護士会の財政、その他財産の運用と使用は、法令の規定、全国弁護士評議会、弁護士会内部規則の具体的規定に従って実行される。
2. 毎年、全国弁護士評議会の会期において弁護士連合会常任委員会は評議会に対して前年の弁護士連合会の財政状況及び来年の連合会の財政計画について報告する；弁護士会理事会は、年次弁護士会議に対して前年の弁護士会の財政状況及び来年の弁護士会の財政計画について報告する。
全国弁護士評議会は、弁護士連合会常任委員会の報告に従って弁護士連合会の年次財政予算を採択する。年次弁護士会議は、弁護士会理事会の報告に従って弁護士会の年次財政予算を採択する。
3. 全国弁護士評議会は、任期中の連合会の財政状況及び後の任期における連合会の財政計画について全国弁護士代表大会に報告する；弁護士会理事会は、任期中の弁護士会の財政状況及び後の任期における弁護士会の財政計画について弁護士大会に報告する。

第六章 表彰、規律処分、不服申し立てと告発の解決

第39条 表彰

1. 弁護士職において際立った成績を有し、組織発展事業、弁護士活動に対して多大な貢献をした¹⁸各委員会、弁護士連合会と弁護士会の専門部門、弁護士営業組織、弁護士及びその他の各組織、個人は、弁護士連合会によって表彰

¹⁷ 原文は trich nộp。

¹⁸ 「弁護士職において際立った成績を有し、」かつ「組織発展事業、弁護士活動に対して多大な貢献をした」なのか、「弁護士職において際立った成績を有し、」または「組織発展事業、弁護士活動に対して多大な貢献をした」なのか、文言上は不明である。本条2項も同様。

状を贈呈され、荣誉称号を贈呈され、又は競争・表彰法の規定に従って権限ある中央国家機関に対して表彰を提議される。

この定款及び競争・表彰法の規定に基づき、弁護士連合会常任委員会は表彰の形式、対象、基準、手続きについて具体的に規定し、表彰あるいは表彰の提議について決定する。

2. 弁護士職において際立った成績を有し、組織発展事業、弁護士会活動に対して多大な貢献をした各弁護士営業組織、弁護士、弁護士会に直属する部門及びその他の各組織、個人は、弁護士会によって表彰され、又は競争・表彰法、連合会定款の規定に従って地方における権限ある国家機関、ベトナム弁護士連合会に対して表彰を提議される。

弁護士会理事会は、表彰、規律処分評議会の提議に従って表彰を決定する。

弁護士会の内部規則は、競争・表彰法及び連合会定款の規定に従って弁護士会の表彰の形式、対象、基準、手続きについて具体的に規定する。

第 40 条 弁護士に対する規律処分

1. 弁護士法、ベトナム弁護士連合会定款、弁護士会内規、弁護士職務倫理規定及び弁護士連合会、弁護士会のその他の規定に違反行為を行った弁護士は、違反の性質、程度に従って以下の各形式の一つによって規律処分される。
 - a) 譴責；
 - b) 警告；
 - c) 6 か月から 24 か月間の弁護士会会員資格の一時停止；
 - d) 弁護士会の弁護士名簿からの除名
2. 弁護士会理事会は、弁護士会の表彰、規律処分委員会の提議に基づき、この条第 1 項が規定する規律処分を行う権限を有する。
3. 以下の各場合の一つに該当する弁護士は、当然に、弁護士会理事会によって、弁護士会の弁護士名簿から名前を削除される。
 - a) 司法省が弁護士職証明書を回収した、あるいは権限を有する機関が弁護士職証明書の使用権を剥奪した；
 - b) 刑事判決を受けて、判決が執行効力を有した。
 - c) 18 か月間、この条の第 5 項に従って、会費を納入しなかった。
4. 以下の各場合の一つに該当する弁護士は、弁護士会によって、この条第 6 項の規定する手続きに従って弁護士会の弁護士名簿から名前を削除される形式の規律処分を調査検討される。
 - a) ベトナム弁護士連合会定款、弁護士会内規、弁護士職務倫理規定に対する重大な違反をした。

- b) 弁護士会会員資格の一時停止の規律処分を受けたが、規律決定執行終了の日から1年以内に、警告以上の形式の規律処分を調査検討されうる程度の違反行為を再び行った。
5. 会費を納入しない弁護士は以下の各規定に従って処分される：
- a) 12か月の未納は、弁護士会によって弁護士会内で公開される；
 - b) 公開された後の18か月の未納は、当然に弁護士会によって弁護士会の弁護士名簿から除名される。
6. ベトナム弁護士連合会定款の規定及び弁護士法の規定を根拠に、全国弁護士評議会は弁護士の各違反行為、各規律処分の形式、調査検討手続の適用及び規律処分決定を統一的に規定する。

第41条 規律処分決定に対する不服申し立て

1. 規律違反処分を受けた弁護士、弁護士修習者、規律処分を行う弁護士に対して不服申し立て、告発申請書を有する個人、組織は、弁護士会の規律処分決定に対して不服申し立てする権利を有する。
2. 弁護士連合会常任委員会は弁護士会の規律処分決定に対する不服申し立ての解決権限を有する。
3. 不服申し立ての解決の際、弁護士連合会常任委員会は下記の決定権限を有する；
 - a) 規律処分が正しい手順、手続が遵守されている；規律処分内容が違反の性質、程度に見合っていることがわかった場合に、元の規律処分決定を維持する。
 - b) 違反の性質、程度より、弁護士会の規律処分形式が重いことがわかった場合に、弁護士会の規律処分決定を修正して、軽い規律処分形式の適用を決定する。
 - c) 重い処分を要請する不服申し立てがあり、同時に、違反の性質、程度より、弁護士会の規律処分形式が軽いことがわかった場合に、弁護士会の規律処分決定を修正して、重い規律処分形式の適用を決定する。
 - d) 理事会、表彰・規律処分委員会による違反の立証、証拠収集が不十分である、または調査検討、規律処分の順序、手続に重大な違反がある場合、弁護士会の決定を破棄して、弁護士会に調査検討と再解決を要請する。
 - d) 弁護士が違反行為をしていないことがわかった場合、弁護士会の規律処分決定を破棄して、弁護士に対する規律処分決定を停止する。
 - e) 弁護士会、弁護士連合会の解決権限に属さない事案であることがわかった場合、弁護士会の規律処分決定を破棄して、解決権限を有する機関に事案を送付する。

4. 連合会常務委員会の不服申し立て解決決定に同意しない場合、弁護士法の規定に従って、司法省大臣に不服申し立てする権利を有する。
5. 不服申し立てについての、この定款の規定及び弁護士法の規定に基づき、全国弁護士評議会は、弁護士会、ベトナム弁護士連合会内部における弁護士会の規律処分決定に対する不服申し立て解決手続きを規定する。

第 42 条 弁護士の行為；弁護士会理事会，弁護士会会長，弁護士連合会の各機関と会長の決定，行為に対する不服申し立て

1. 個人，組織は，弁護士の行為；弁護士会の理事会，弁護士会会長，ベトナム弁護士連合会の各機関と会長の決定，行為が自らの権利，合法的利益を侵害する根拠がある場合，それらに対する不服申し立て権がある。
2. 弁護士会理事会は，会員である弁護士に対する不服申し立て解決権限を有する。
3. ベトナム弁護士連合会常任委員会は，弁護士会理事会，弁護士会会長，ベトナム弁護士連合会の各機関と会長の決定，行為に対する不服申し立て解決決定権限を有する。
4. この定款の規定及び弁護士法の規定を根拠に，全国弁護士評議会は，弁護士の行為；弁護士会理事会，弁護士会会長，ベトナム弁護士連合会の各機関と会長の決定，行為に対する不服申し立て解決手続を決定する。

第 43 条 告発

1. 個人，組織は，弁護士連合会定款，弁護士職務倫理規定が規定する各違反行為について弁護士，弁護士連合会，弁護士会の各機関を告発する権利を有する。
2. 弁護士会は，弁護士，自らの会の機関に対する告発を解決する；弁護士連合会は，弁護士会理事会，弁護士連合会の各機関に対する告発を解決し，各機関内で職名を有する各弁護士に対する，その職名の任務，権限と関連する行為についての告発を解決する。
- 3 告発についての、この定款の規定及び法令の規定に基づき、全国弁護士評議会は、訴訟解決の権限、手続きを具体的に規定する。

第七章 弁護士連合会，弁護士会の，国家機関及び国内外の各組織との関係

第 44 条 ベトナム弁護士連合会，弁護士会の，弁護士職についての国家管理機関との関係

1. 法令の規定に従い，ベトナム弁護士連合会の活動は，司法省，各省及び関連機関の任務，権限に基づき，政府による弁護士及び弁護士職についての統

一 的国家管理を受ける；国家管理と，弁護士の世界 - 職業組織の自主管理の役割発揮との間の結合を保つ。

2. 法令の規定に従い，弁護士会の活動は，省，中央直轄市の人民委員会の実施補助機関である司法局及び各局の協同部署，関連機関による弁護士及び弁護士職についての国家管理を受ける；国家管理と，弁護士の世界 - 職業組織の自主管理の役割発揮との間の結合を保つ。

第 45 条 ベトナム弁護士連合会，弁護士会の訴訟進行機関との関係

ベトナム弁護士連合会，弁護士会は，法令の規定に従って訴訟に参加する時，弁護士の権利，任務の保障条件を作るにあたって，緊密に中央及び地方の各訴訟進行機関と協同する。

第 46 条 ベトナム弁護士連合会，弁護士会とベトナム祖国戦線との関係

ベトナム弁護士連合会は，ベトナム祖国戦線の構成員である；弁護士会は，省級，中央直属の市の祖国戦線の構成員であり，ベトナム祖国戦線定款の規定に従って義務，権益を有する。

第 47 条 ベトナム弁護士連合会，弁護士会と法律家協会，その他の各機関，組織との関係

ベトナム弁護士連合会，弁護士会は，弁護士連合会，弁護士会，弁護士営業組織及び各弁護士の業務に有利な条件を作ること；各弁護士及び弁護士営業組織の合法的権利，利益の擁護，を目的として，弁護士組織，弁護士活動に関連する問題について法律家協会，その他の機関，組織と緊密に協同する。

第 48 条 ベトナム弁護士連合会，各連合会会員と外国及び国際的弁護士組織との関係

1. 弁護士連合会は，自主，平等，協力の基礎に基づき，弁護士職の発展，世界におけるベトナム弁護士連合会の役割，地位の向上への貢献を目的として，外国及び国際的弁護士組織との関係を拡大する。
2. 法令の規定に従って，ベトナム弁護士連合会は，弁護士，外国及び国際的弁護士の組織との関係において，ベトナム弁護士界の代表である。
3. 各弁護士会，ベトナム弁護士連合会の会員弁護士と外国及び国際的弁護士組織の関係は，この定款及び司法領域における国際協力についての法令の規定と一致した，連合会常任委員会が制定する連合会の対外的規則及び国際協力の規定に従って実行される。

第八章 施行条項

第 49 条 施行効力

1. ベトナム弁護士連合会定款は、第 2 回全国弁護士代表大会で 2015 年 4 月 19 日に採択された 8 章 50 条であり、権限ある国家機関の決裁決定に従って施行効力を有する。

第 2 期のベトナム弁護士連合会会長の選出は、2015 年 4 月 19 日の第 2 期全国弁護士代表大会の決議に従って実行される。

法律の変更が行われてベトナム弁護士連合会定款が法令の規定に反するようになった場合、法令の規定に従って実行される。

2. ベトナム弁護士連合会定款は、ベトナム弁護士連合会及び各弁護士会に対して統一的に適用される。

各弁護士会の定款は、ベトナム弁護士連合会定款が効力を有した日から、施行効力を失う。

第 50 条 定款の修正，補充

新たな全国弁護士代表大会だけが、ベトナム弁護士連合会定款を修正，補充できる。定款の修正，補充は、少なくとも代表の 3 分の 2 が大会で賛成表を投じなければならない。

ベトナム弁護士連合会常任委員会は、この定款の実行について案内及び監察する責任を有する。